

こんなときは  
届出をしてください

20歳以上60歳未満の加入中に被保険者の種別が変更となる以下のような場合は、届け出が必要となります。必要な書類などを確認のうえ、必ず届け出してください。



■自営業・学生など（国民年金＝第1号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■会社員・公務員（厚生年金＝第2号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
退職した	第1号被保険者	役場や各支所
退職し、すぐ再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
年収が130万円以上になった	第1号被保険者	役場や各支所
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった	第1号被保険者	役場や各支所
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

20歳になったら  
国民年金加入の  
届出を忘れずに

20歳の誕生日が近づくと、日本年金機構から「資格取得届」が送付されます。必要事項を記入し、年金事務所または役場町民生活課や各支所へ提出してください。

後日ご自宅に年金手帳が届きます。

※20歳になった時点で厚生年金保険などに加入している方、加入されている配偶者に扶養されている方は「資格取得届」の提出は不要です。（配偶者の勤務先を経由して手続きを行いますので、勤務先には必ず連絡してください）

離婚時の  
年金分割制度の  
お知らせ

離婚した場合、おふたりの婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額をおふたりで分割できます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに、函館年金事務所へご相談ください。

次回の年金相談  
(予約制です)

■日時 11月19日(木)  
10時30分～15時

